○国費旅行命令簿等の様式の特例に関する規程

平成７年３月１日

警察本部訓令第３号

警　察　本　部　長

国費旅行命令簿等の様式の特例に関する規程を次のように定める。

国費旅行命令簿等の様式の特例に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、国庫が支弁する旅費の支給事務の合理化を図るため、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第４条及び第７条に定める様式のほか、必要な様式を定めるものとする。

（様式）

第２条　この規程で定める様式及びその使用区分は、次表のとおりとする。

命令内訳書（様式第１号）	(1) 警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「規則」という。）第16条第１項の規定により日額旅費が支給される旅行（旅行形態が同一のものに限る。）を２人以上の者に対して一括して命令するとき (2) 規則第19条に規定する旅行（旅行形態が同一のものに限る。）を一括して２人以上に命令するとき
請求内訳書（様式第２号）	２人以上の者に対して一括して旅行命令を発した場合において、規則第19条に規定する旅行（同一の旅行形態が総じて５日以上連続している旅行を除く。）及び警察学校に入校した者の校外研修等のための旅行の旅費を請求するとき
請求内訳書（様式第３号）	(1) 規則第16条第１項第２号に規定する日額旅費を代人が請求するとき

	(2) ２人以上の者に対して一括して旅行命令を発した場合において、規則第19条に規定する旅行のうち、同一の旅行形態が総じて５日以上連続している場合の旅費を代人が請求するとき
旅費受領書（様式第４号）	代理受領者が旅費を旅行者に交付する際に当該旅行者から領収印を徴するとき

附　則

この訓令は、平成７年４月１日から施行し、同日以後の旅行命令による旅行から適用する。

附　則　（平成９年３月24日警察本部訓令第８号）

この訓令は、平成９年４月１日以降旅行する旅費から施行する。

命令内訳書（様式第１号）	(1) 警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号。以下「規則」という。）第16条第１項の規定により日額旅費が支給される旅行（旅行形態が同一のものに限る。）を２人以上の者に対して一括して命令するとき (2) 規則第19条に規定する旅行（旅行形態が同一のものに限る。）を一括して２人以上に命令するとき
請求内訳書（様式第２号）	２人以上の者に対して一括して旅行命令を発した場合において、規則第19条に規定する旅行（同一の旅行形態が総じて５日以上連続している旅行を除く。）及び警察学校に入校した者の校外研修等のための旅行の旅費を請求するとき
請求内訳書（様式第３号）	(1) 規則第16条第１項第２号に規定する日額旅費を代人が請求するとき (2) ２人以上の者に対して一括して旅行命令を発した場合において、規則第19条に規定する旅行のうち、同一の旅行形態が総じて５日以上連続している場合の旅費を代人が請求するとき
旅費受領書（様式第４号）	代理受領者が旅費を旅行者に交付する際に当該旅行者から領収印を徴するとき

様式第１号

命　令　内　訳　書

氏　名	金　額	旅行者の認印	備　考	氏　名	金　額	旅行者の認印	備　考	氏　名	金　額	旅行者の認印	備　考

様式第２号

請　求　内　訳　書

氏　名	金　額	備　考	氏　名	金　額	備　考	氏　名	金　額	備　考

様式第３号

請　求　内　訳　書

官　職	氏　　名	金　額	夜数	日数	内　　訳	備　　考

様式第４号

旅　費　受　領　書

氏　名	金　額	受領印	受領月日	氏　名	金　額	受領印	受領月日	氏　名	金　額	受領印	受領月日